

秋田県・市町村協働政策会議の協議事項について

部局名 健康福祉部

項 目 名	福祉医療制度の見直しについて
提 案 要 旨	県と市町村が協働で実施している福祉医療制度において、精神障害者を助成対象に追加する。
理 由 (背景等)	<p>【背景】</p> <p>○ 本制度は、子どもや一定の障害のある方の心身の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担を助成するものであり、昭和44年度（1969年）から助成対象や助成額を適宜、見直しながら実施している。</p> <p>○ 現行制度は、次の区分において、一定の所得制限のもと、医療費の自己負担分について市町村が助成を行うときに、県が当該市町村に対して経費の1/2を補助する内容となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児・小中学生 ・ひとり親家庭の児童 ・高齢身体障害者 ・重度心身障害（児）者 <p>○ 本県では、精神障害者を助成の対象としていないが、全国的には、精神障害者が増加傾向にある中で、地域生活への移行や定着の促進等を目的に助成対象とする都道府県が増えてきており、37都道府県が1級相当の精神障害者に対する助成を行っている。（令和4年4月1日現在）</p> <p>【提案】</p> <p>○ 次の見直し案により、福祉医療制度の改正を行いたい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象に追加する。 { <u>自立支援医療（精神通院）支給認定者に限定。</u> <u>精神病床への入院費用は対象外。</u> ・既存区分の見直しは行わない。 </div> <p>○ 令和5年度から資格認定等に係る市町村のシステム改修を支援し、<u>令和6年8月の施行</u>を目指したい。</p>